

地域計画

策定年月日	令和7年3月31日
更新年月日	()
目標年度	令和11年度
市町村名 (市町村コード)	中島村 (07465)
地域名 (地域内農業集落名)	中島村全域 (浦原、二子塚、川原田、町畑・迎久保、滑津原、元村、岡ノ内、小針、代畑、松崎)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	949 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	739 ha
② 田の面積	595 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	354 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	361 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	27 ha
(参考)区域内における〇才以上の農業者の農地面積の合計	- ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	- ha
(備考)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

中島村は福島県の南部に位置し、面積18.92km²を有する平坦な農村地帯であり、水稻・野菜・花き類の生産が中心となっている。地域における農地利用の特色として、水田を活用した施設野菜や鉢花、露地野菜を中心とした生産形態が確立されており、水稻においては、主食用米の生産が中心であるが飼料米等への取組も行われている。地域の課題として、農家の高齢化が進み、担い手の確保が急務となっていることから、新規就農者等の新たな担い手への支援を進めるとともに農業生産法人等の参入拡大も視野に入れつつ、将来の農地利用の姿を明確化していく必要がある。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

現在、稲作においては「コシヒカリ」や「天のつぶ」、畑作においては「トマト」、「キュウリ」、「ブロッコリー」の生産が中心となっている。今後、農作物等の生産維持には、農家の減少と合わせて価格の安定や高収益化が大きく係わるため、JAや農林事務所と情報連携した農業生産体制の構築を進めていかなければならない。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
農地バンクの活用等により認定農業者等の地域農業の担い手への農地の集積・集約化を図る。			
(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	48.9	%	将来の目標とする集積率
			80 %
(3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標			
認定農業者等の地域農業の担い手への農地の集積・集約化を進め、団地面積の拡大化を図る。			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積、集団化の取組
地域計画の10年後の目標面積の項目において、経営規模の拡大を目指す担い手及び法人等による集約を図りつつ、集落営農組織の成立なども視野に検討を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方法
規模拡大を検討している担い手への農用地の集積、集約化に向けて、農地中間管理機構活用していく。
(3)基盤整備事業への取組
基盤整備についてはこれまで、昭和30～50年代における農業構造改善事業(第一次、二次)及び県営ほ場整備業等により実施され、田の約90%と、畑についても半数程度が整備済みとなっている。今後は、ため池の整備や現況設備の維持管理を主とし、安定した水資源確保等による営農環境の充実を図る。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組
認定農業者等の中心経営体に農地の集約を進めていく中で、地域の状況を整理し、それ以外の経営体として兼業農家や定年後就農者等の経営規模に合わせた支援の検討、更には新規就農者の確保に向けた支援の充実を図る。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の取組
農作業の一部をJA等の農業支援サービスを活用することで、地域内で農作業の効率化を図る。また、多面的機能支払制度を活用した保全活動により、農地の保全管理や用排水路の管理活動を行う。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください）

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨その他	

【選択した上記の取組内容】

- ①鳥獣対策として猟友会と連携し、目撃情報や被害情報があった場合には速やかに対応できる体制を構築する。
- ②水稻の減農薬、減化学肥料栽培を支援できるような体制を構築する。
- ③経営状況を踏まえ、農作業の効率化及び省力化を図るためスマート農業の導入に取り組む。
- ⑦地域農業を維持していくため、多面的機能支払交付金の対象組織として活動により保全・管理等を行う。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

[illegible]

注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。

2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。

3: 農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。

4. 作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。

5: 備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。
注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。
注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)
農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。
また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合、氏名を削除するなど配慮してください。
必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。